

第 7 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第55号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

専第 55 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 844,800,410千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月21日専決

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		千円 2,243,450	千円 136	千円 2,243,586
	1 財 産 運 用 入	936,231	136	936,367
2 繰 入 金		56,442,961	3,728	56,446,689
	1 基 金 繰 入 金	56,228,702	3,728	56,232,430
歳 入 合 計		844,796,546	3,864	844,800,410

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 41,417,910	千円 3,864	千円 41,421,774
	1 総 務 管 理 費	16,261,918	3,864	16,265,782
歳 出 合 計		844,796,546	3,864	844,800,410